

○ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館 指定管理者募集要項等に関する質問に対する回答

質問番号	書類名	ページ	項目	質問	回答
1	募集要項	5	(3)修繕について	耐用年数を超過した施設・設備・備品の経年劣化に起因する修繕についても、1件30万円未満は指定管理者負担となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	募集要項	5	(3)修繕について	指定管理者負担となる修繕費について、年間負担額の上限又は協議基準はありますか。	修繕費に係る年間負担額の上限及び協議基準は設けておりません。
3	募集要項	5	(3)修繕について	「1件」とは合理的な理由による修繕単位とされていますが、修繕単位を判断する際の考え方や基準についてご教示ください。	修繕単位については、修繕の対象や範囲、目的等が同一であるかを総合的に勘案し、1つの修繕として扱うべきか判断します。 判断が困難な場合には、その都度協議してください。
4	募集要項	6	7 リスク分担	利用者が故意に施設を損傷又は破損した場合、リスク分担者は船橋市と指定管理者のいずれとなりますか。また、指定管理者負担となる場合、当該利用者に対して修繕費相当額を請求することは可能でしょうか。	利用者の故意による損傷等であっても、募集要項5ページ「(3)修繕について」の考え方に基づいて対応することとなります。 また、利用者に対して修繕費相当額を請求することは可能です。
5	募集要項	6	7 リスク分担	夜間等に第三者による不法投棄が発生した場合、リスク分担者は船橋市と指定管理者のどちらとなりますか。	指定管理期間中における施設敷地内の維持管理は、指定管理者の業務範囲となることから、第三者による不法投棄が発生した場合の撤去及び処分費用については、原則として指定管理者の負担となります。
6	募集要項	6	7 リスク分担	リスク分担表において、「施設の管理運営に支障をきたす経費の増」は協議事項とされていますが、具体的にどの程度の変動を想定されているのか、判断基準又は目安があればご教示ください。	指定管理料の増額等市の対応の有無については、協議時点での社会情勢等を勘案して総合的に判断します。
7	募集要項	8	(2)損害賠償請求等への対応について	「指定管理者はあらかじめ業務に関する損害賠償責任保険に加入してください。」とあります。当該保険における補償対象の範囲や、満たすべき具体的な加入条件がございましたらご教示いただけますでしょうか。	具体的な加入条件の定めはありませんが、指定管理者として行う業務、施設の規模、想定されるリスク等を総合的に勘案して、加入する保険を検討してください。

質問番号	書類名	ページ	項目	質問	回答
8	募集要項	9	(15)休業を伴う工事の実施について	「指定期間中に休業を伴う工事を実施する可能性があります。」との記載がございますが、現時点で予定されている工事があればご教示いただけますでしょうか。	現時点で予定している工事は次のとおりです。 【工事名】 ふなばし三番瀬海浜公園 環境学習館 受水槽更新工事 【工事スケジュール】 令和9年度:受水槽更新 工事設計 令和10～11年度:受水槽更新 工事 なお、同工事に伴う休業(休館)の有無は、令和9年度実施予定の工事設計により詳細が判明するため、現時点での回答は出来ません。 また、提案にあたっては、休業を伴う工事は行われたいものとして、提案してください。
9	資料4 業務仕様書	—	別表第1	表中の点検内容や頻度は船橋市から指定された最低限の内容と頻度という解釈で間違いはないですか。	お見込みのとおりです。
10	資料4 業務仕様書	—	別表第1	建築基準法12条点検について、「令和4年度、7年度に1回」とはどのような意味でしょうか。	建築物に係る建築基準法第12条点検は、法令に基づき、3年に1度実施しており、ご指摘の箇所は現行指定期間における点検年度を誤って記載したものとなります。 今回の指定管理者募集の対象となる指定期間(令和9年度～令和13年度)における点検年度は、令和10年度及び令和13年度となりますので訂正いたします。
11	資料4 業務仕様書	—	別表第1	保守点検対象設備について、指定管理期間中に予定されている施設・設備の大規模修繕や更新計画があればご教示ください。	質問番号8の回答を参照してください。
12	資料4 業務仕様書	2	1 供用時間	野球場、庭球場、駐車場以外のその他の施設は原則24時間開放となっているが、展望デッキは24時間開放で良いですか。	船橋市都市公園条例上は、展望デッキに係る供用時間の規定がされていないことから、24時間開放となっています。ただし、現行は防犯上の観点から、夜間の時間を中心に開放しない運用としています。
13	資料4 業務仕様書	8	4 管理口座	指定管理に係る収入等は団体自体の口座とは別の口座で管理することとされていますが、新たに金融機関口座を開設する必要がありますか。あるいは、会計上区分して管理していれば足りるのでしょうか。	当該仕様書記載は、本指定管理事業における収支の透明性を確保することを意図したものです。 別口座による管理が著しく支障をきたす場合には、会計上明確に区分する方法等による管理について、別途本市と協議してください。
14	資料4 業務仕様書	10	4 経理規定	共同事業体で申請する場合は同事業体の経理規定を策定するという点でよろしいですか。	お見込みのとおりです。

質問番号	書類名	ページ	項目	質問	回答
15	申請書類4-2 収支予算書	—	科目(収入)	収入区分に自主事業がありますが、環境学習館に関する自主事業という区分を設けることは可能でしょうか。	収入、支出とも、項目の追加は可能ですので、適宜欄を追加して記載してください。 ただし、あらかじめ記載されている項目の削除はできないものとします。
16	申請書類4-2 収支予算書	—	科目(支出)	支出欄における「事務費」「施設管理費」「施設運営費」については、該当する勘定科目が括弧書きで例示されていますが、「その他()」については、例示されている勘定科目以外の勘定科目をすべて記載する必要があるのでしょうか。 また、その場合は勘定科目ごとに記載するのか、又は主な勘定科目のみを記載すればよいのか、ご教示ください。	支出欄に記載されている各支出科目については、下記のとおり区分しています。 提案にあたっては、下記を参考のうえ仕分けしてください。 なお、記載の支出科目になじまず、別に分けて記載すべきと判断する勘定科目がある場合には、「その他()」を用い、かつこ内に科目名等わかりやすい記載をしてください。 また、「その他()」は複数にしてもかまいません。 【支出科目の考え方】 事務費： 事務管理業務や交通費等に関する経費 施設管理費： 施設の稼働・維持・管理・保全に関する、主に建物等にかかる経費 施設運営費： サービスの提供に関する経費
17	申請書類4-2 収支予算書	—	科目(支出)	支出の事務費、施設管理費、施設運営費の()に記載されている勘定科目等の「等」とは具体的にどのような勘定科目や支出内容を想定されていますか。	質問番号16の回答を参照してください。
18	申請書類4-2 収支予算書	—	科目(支出)	支出の租税公課費にはどのような支出を想定されていますか。該当する支出が無い場合は0でも良いのでしょうか。	消費税、自動車税、収入印紙代等を想定しています。 該当する支出がない場合は0円となります。
19	申請書類4-2 収支予算書	—	科目(支出)	支出、駐車場事業経費とはどのような費用を含めることを想定していますか。	駐車場・駐輪場部分の管理運営(精算機の保守、誘導等)に係る経費を想定しています。 資料4業務仕様書 5ページ「3 駐車場等管理業務」、資料6駐車場管理運営に関する特記仕様書も併せてご確認ください。
20	申請書類4-2 収支予算書	—	科目(支出)	支出、一般管理費とはどのような費用を含めることを想定していますか。	一般管理費は、本業務担当部署以外の経費であって、本業務の運営に按分して負担させるべきものと判断した経費を計上してください。
21	申請書類4-2 収支予算書	—	—	収支予算書は円単位で記載するのでしょうか。その場合、表の欄外に単位を表記してもよろしいですか。	円単位で記載してください。 欄外に表記してもかまいません。

質問番号	書類名	ページ	項目	質問	回答
22	資料6 駐車場管理運営に関する特記仕様書	1	4 利用料金	利用料金に記載されている普通車と大型車について、それぞれの定義を教えてください。	大型車はバス・マイクロバス、普通車は乗用自動車等が含まれます。
23	資料7 物品一覧表	—	—	リース物件及び指定管理期間中に更新予定の備品がありましたらご教示ください。	更新予定の備品ではありませんが、環境学習館の備品においては令和8年度予算にて、備品番号150631～150656の修繕(表皮張替)を予定しています。
24	募集要項	3	(2)学習館条例第5条に規定する業務に関すること	環境学習館で体験・学習の題材、資料を収集すべき「三番瀬」の範囲は人工海浜(東突堤から西突堤まで)部分及びそこから見晴らせる範囲(おおむね沖合5キロメートル程度)と考えて良いか？ また、文献等資料の収集、標本等資料の収集で範囲に差異があるものと思われる。ご見識を伺いたい。	「三番瀬」の地理的な範囲は、千葉県三番瀬再生計画(基本計画)P12で示す範囲とします。 なお、環境学習館で体験・学習の題材、資料(文献等資料・標本等資料)を収集すべき「三番瀬」の範囲については、地理的な区分のみで考えるものではなく、船橋市環境学習館条例第1条に規定する趣旨に沿った業務を実施するうえで必要な三番瀬に関する事項を対象とするものと考えます。
25	資料4 業務仕様書	9	(2)自主事業収入	学習館受付横のグッズ(三番瀬関連、船橋・千葉関連、科学関連商品及びアメニティグッズ販売コーナーについても本項の適用範囲と考えて良いか？	お見込みのとおりですが、利用者の公平性を損なわない公の施設としての目的に反しないことが条件となります。
26	資料5 ふなばし三番瀬環境学習館特記仕様書	7	(4)施設の利用・拡大に関する業務	質問番号25と関連するが、グッズ販売は本項の範囲と考えて良いか？	お見込みのとおりですが、利用者の公平性を損なわない公の施設としての目的に反しないことが条件となります。
27	資料5 ふなばし三番瀬環境学習館特記仕様書	7	(5)三番瀬に生息する動植物調査に関する業務	本業務で得られた知見を各種学会、連絡・報告会に施設名、指定管理者名で発表するにあたり何か制限はあるか？	指定管理者名での発表であれば、特段の制限はありませんが、発表にあたっては、事前に市に報告し、必要に応じて市の了承を得てください。